

令和4年3月25日

組合員の皆様へ

兵庫県警察信用組合
理事長 松本 法昭

長期間所在が不明である組合員の除名手続きについて

当組合は、令和4年6月に開催する通常総代会（開催予定日：令和4年6月24日（金））において、当組合の定款第16条の規定に基づき、長期間所在が不明である組合員（以下、「所在不明組合員」といいます。）の除名決議を行うことといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

つきましては、除名決議の対象者に該当することにお心当りのある方で除名を希望されない場合には、令和4年5月27日（金）までに、組合員ご本人が、ご本人であることを確認できる書類を当組合の窓口にご持参等のうえ、届出住所等の変更手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 「所在不明組合員」とは、以下の要件を全て充足し、かつ、当組合が除名することが適当と判断させていただいた組合員とします。
 - ① 平成28年4月から令和3年3月末にかけて当組合の事業を利用していない方。（注1）
 - ② 令和3年3月以前に当組合の通知又は催告が5回（ただし、同一事業年度で複数回の通知又は催告がなされた場合には、当該事業年度になされた通知・催告を併せて1回の通知又は催告とみなします。）以上継続して返戻された方。（注2）
 - ③ 当組合への届出住所等に所在していないことが確認できた方。

※ 当組合の定款別表2第5項では、「5年以上継続してこの組合の事業を利用せず、かつ、この組合がその組合員に対してする通知又は催告が5回（ただし、同一事業年度で複数回の通知又は催告がなされた場合には、当該事業年度になされた通知・催告を併せて1回の通知又は催告とみなします。）以上継続して返戻されたとき」など一定の要件に該当する場合には、通常総代会において除名できるとされています。

- 2 中小企業等協同組合法及び当組合定款の定めるところにより、除名対象者は、通常総代会において弁明をすることができます。
- 3 この度の通常総代会において、除名の議決があった組合員は、来年開催する通常総代会以降にご請求いただければ出資金の払戻しをいたしますので、ご本人であることを確認できる書類をご持参のうえ、当組合事務所の窓口までご相談ください。また、再加入を希望される場合もこれと同様に、当組合事務所の窓口までご相談ください。

ただし、脱退した方が当組合に対する債務がある場合には、当該債務と出資金を相殺したり、当該債務を完済するまでその払戻しを停止いたしますので、あらかじめご承知おき願います。

（注1） 窓口やATM等での入出金等、お借入金の返済、口座振替契約に基づく引き落としがされた方などは、①に定める条件に該当せず、除名対象者となることはありません。

ただし、この期間に、組合員ご本人の意思に拠らない受動的な取引のみが行われている（当組合の出資配当金や預金の利息のみが記帳されている普通預金口座を保有している）場合は、「事業を利用している」には該当せず、除名対象となります。

（注2） 組合員にはお届けのご住所に出資配当金通知書を年1回送付させていただいております。

以上

【お問合せ先】兵庫県警察信用組合 総務課
(電話：078—351—7867)